

令和4年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和3年度 条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 211 号 議 案	建設事業に対する市町負担金について	1

建設事業に対する市町負担金について

県で実施する建設事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。
既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農地保全事業	小田原市	4,000 ^{千円}	6,500 ^{千円}
農村振興総合整備事業	綾瀬市	0	1,750
湛水防除事業	小田原市	9,260	25,743
〃	大井町	740	2,057
相模川流域下水道事業	相模原市	211,955	216,878
〃	平塚市	94,333	96,524
〃	藤沢市	6,432	6,582
〃	茅ヶ崎市	72,556	74,242
〃	厚木市	94,314	96,505
〃	伊勢原市	14,315	14,648
〃	海老名市	50,745	51,924
〃	座間市	36,733	37,587
〃	綾瀬市	10,050	10,284
〃	寒川町	24,135	24,698
〃	大磯町	9,548	9,770
〃	愛川町	20,369	20,843

令和4年2月10日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県が行う建設事業で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものがあります。